

令和6年度健康づくり啓発事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

高知県では、全国に比べて働きざかり世代の男性の死亡率が高く、死亡原因の約6割を、がん、脳卒中、心疾患等の生活習慣病が占める。その改善を目指し、県民の健康意識のさらなる向上と、よりよい生活習慣の定着に向け、いつもの暮らしに無理なく取り入れられる小さなチャレンジ「高知家健康チャレンジ」により、健康づくり総合啓発を実施する。

「高知家健康チャレンジ」とは

県民に対してさりげなく働きかけ、自発的によりよい行動を選択するように導く「ナッジ理論」を活用して、無理なく取り入れられる動作指示を盛り込んだ啓発を行うことで、県民の健康意識向上や行動変容を促す。

(1) 2つの重点テーマの普及啓発

○高血糖予防と適正体重の維持

- ・男性の死亡率の改善のためには、脳卒中、心疾患等の生活習慣病予防が不可欠である。その一つとして、糖尿病、高血糖に至ることを予防する必要がある。
- ・高知県が大阪大学に委託して実施した分析によると、**糖尿病の発症と20歳からの10kg以上の体重増加**に関連が見られた。
- ・高知県男性のBMI（身長と体重によって「肥満」や「やせ」を判断）の平均値は全国で一番高く、その平均値は肥満と判定される25を超えている。
- ・若い頃から適正体重を維持することが、糖尿病をはじめとする生活習慣病のリスクを低減し、元気で長生きすること（健康寿命）につながることを県民に認知・理解してもらうとともに、体重の日常的な測定・記録の習慣がその第一歩であることを普及啓発する。

○高血圧予防

- ・脳卒中、心疾患の発症に高血圧が関連していることは浸透しつつある。
- ・減塩等の食生活の改善とともに、家庭血圧の日常的な測定・記録による現状把握が予防の第一歩であることを普及啓発する。

(2) 5つの分野の普及啓発

上記2つの重点テーマにおける具体的な動作指示である5つの分野「減塩」「野菜摂取」「運動」「節酒」「禁煙」が生活習慣病の発症リスク低減につながることを県民に認知・理解してもらうことを目的に普及啓発することとする。

2 委託業務の内容

県民へのよりよい生活習慣の定着を図るため、新聞広告の制作・掲載、テレビCMの制作・放送、ポスター等啓発資材の制作及び専用のランディングページ等を用いた普及啓発を行うこととする。

また、県民との接点を増やし、より多くの県民に生活習慣の改善に取り組んでもらうため、市町村及び量販店・コンビニなどの民間企業等とのコラボ企画を3つ以上盛り込んだ内容とすること。

さらに、2つの重点テーマとその具体的な動作指示である5つの分野の普及啓発を一体的に行うとともに、過去のコラボ企画等で培ってきた県内の団体・企業等との関係性を活かした効果的

な取組にすること。

なお、本事業は事業アドバイザーからの助言をいただきながら進めていくこととし、事業の実施にあたっては、それらを考慮して進めていくこと。また、事業アドバイザーとの打合せは県を通じて行うものとする。

(1) 生活習慣病の発症リスクの低減につながる行動変容を促す啓発業務

① 新聞広告の制作・掲載

次の各号を新聞広告の制作・掲載の要件とする。

ア 5段、カラー広告を1パターン制作し、高知新聞に掲載すること。

イ 掲載内容は、高血糖予防と適正体重維持の重要性とその具体的な動作指示である5つの分野についての的確に分かりやすく伝えるものとする。

ウ 広告は、令和6年9月1日から令和6年9月30日の間に5段カラー広告を1回掲載することとし、県民に対して訴求するために効果的な掲載日を設定すること。

② テレビCMの制作・放送

次の各号をテレビCMの制作・放送の要件とする。

ア 15秒以上のテレビCMを5～7（※）パターン制作し、民放3局（高知放送、テレビ高知、高知さんさんテレビ）で放送すること。

※2つの重点テーマとその具体的な動作指示である5つの分野について、できる限り一体的に制作・放送すること。

ただし、6パターン以上に分けて制作・放送した方が、効果的に啓発できる場合はこの限りではない。

イ 内容は、2つの重点テーマとその具体的な動作指示である5つの分野について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

ウ 表現方法は、短時間でも分かりやすく県民へ訴えかけられるもの、かつ、コストをかけずにいつもの暮らしに無理なく取り入れられる動作指示が盛り込まれたものとする。

エ 放送期間は、令和6年9月1日から令和6年9月30日までとすること。

オ 放送回数は、3局でAタイム30本以上、特Bタイム40本以上かつ3局を合わせて250本以上とし、効果的な放送時間を設定すること。

③ 生活習慣病の発症リスクの低減につながる行動変容を促す啓発資材の制作・発送

次の各号を上記啓発資材の制作の要件とする。

ア ポスター

(ア) 仕様はA2サイズ、片面フルカラー、用紙厚は110kg以上とし、600部制作すること。

(イ) 内容は、高血糖予防と適正体重維持の重要性とその具体的な動作指示である5つの分野について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

(ウ) 分かりやすく県民へ訴えかけるもの、かつ、コストをかけずにいつもの暮らしに無理なく取り入れられる動作指示が盛り込まれたものとする。

(エ) 県保健政策課が指定する送付先に送付すること。なお、発送・仕分け・鑑文印刷・発送用角2封筒印刷込みとする。

(参考：令和5年度送付先のべ250件程度)

イ チラシ

(ア) 仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚は90kg以上とし、150,000部制作することとし、片面はポスターと同じデザインとすること。

また、白黒印刷でもわかりやすいデザインデータ(PDF)も納品すること。

(イ) 内容は、高血糖予防と適正体重維持の重要性とその具体的な動作指示である5つの分野について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

(ウ) 分かりやすく県民へ訴えかけるもの、かつ、コストをかけずにいつもの暮らしに無理なく取り入れられる動作指示が盛り込まれたものとする。

(エ) 県保健政策課が指定する送付先に送付すること。なお、発送・仕分け・鑑文印刷・発送用角2封筒印刷込みとする。

(参考：令和5年度送付先250件程度。ポスター送付先と重複)

ウ コラボ企画で使用する啓発資材

(ア) 2つの重点テーマとその具体的な動作指示である5つの分野について認知・理解の向上を図り、生活習慣の改善を促すものとする。

(イ) 制作にあたっては、下記(2)のコラボ企画を実施する団体・企業等が活用しやすい資材とすること。

(ウ) 制作した資材の制作部数と想定する送付先を提案すること。なお、想定する送付先への送付は受託者が行う。

(2) 市町村及び企業等とのコラボレーション企画(コラボ企画)による生活習慣の改善の促進

生活習慣の改善を促すために、2つの重点テーマとその具体的な動作指示である5つの分野に関して、市町村及び量販店・コンビニなどの民間企業等とコラボした企画を実施する。実施にあたっては、下記の各号を要件とする。

① 量販店及びコンビニ等とのコラボ企画

ア 量販店及びコンビニ等がメリット(売上・来客数の増加等)を感じられるコラボ企画を実施し、実施店舗における地域の偏りが無いように各社の協力を得ること。

イ 啓発資材の制作にあたっては、量販店及びコンビニ等が活用しやすい資材とすること。

参考：令和5年度は、量販店及びコンビニ等約250店舗に設置した特設コーナーをPRする目的で、ミニのぼり旗やスイングポップ等を制作した。

ウ 高知県健康パスポートアプリとの連携を必須とする。

健康パスポートアプリについて：<https://www.health-pass.pref.kochi.lg.jp/>

エ 実施期間は、令和6年9月1日から令和6年9月30日までは必須とする。

オ 本委託業務終了後も県民の行動変容が継続するようなコラボ企画とすること。

② 高知家健康パスポートアプリアクティブユーザー数(※)及び事業所版登録事業所数の増加を目的としたコラボ企画

ア 高知家健康パスポートアプリアクティブユーザー数及び事業所版登録事業所が増加するようなコラボ企画を実施すること。

イ 啓発資材の制作にあたっては、コラボ企画を実施する団体・企業等が活用しやすい資材とすること。

(※) アクティブユーザー：1日1回以上アプリを利用しているユーザー

(3) その他のプロモーション

- ① 本事業を広く県民に周知するため、以下のプロモーションを実施すること。
 - ア ランディングページの制作
各啓発業務の実施目的やテレビCM等を掲載したページを制作する。
 - イ 健康づくりに関する他の県施策との連携
高知家健康パスポートやその他の健康づくりに関する施策と連携し、効果的に事業を進めること。

(4) 事業評価

県民の生活習慣改善に関する意識醸成や行動変容の成果について、県民へのアンケート、高知家健康パスポートアプリのアクティブユーザー数、事業所版登録事業所数、量販店及びコンビニ等の売上などの実績を活用し、事業評価を行うこと。

(高知家健康パスポートアプリに関連するデータについては、保健政策課より提供)

3 委託業務の成果品

次に掲げる成果品を指定された期日までに納品すること。

- (1) 業務完了報告書（委託業務の取組成果について評価をするとともに、生活習慣病の改善に向けた令和7年度以降の取り組みに関する提案内容も記載すること）
- (2) 高知家健康チャレンジの業務に係る打合せ議事録（実施後、速やかに提出すること。）
- (3) 上記2（1）①の成果品として、広告記事が掲載された新聞及び電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。
- (4) 上記2（1）②の成果品として、放送映像の電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）を納品すること。
- (5) 上記2（2）の成果品として、健康づくり団体や企業等とコラボしたことの分かるもの（ロゴ等を掲載した機関誌や販促チラシ、イベントの案内や写真など）及び効果検証結果について電子データ（CD-R 又は DVD-R 1 枚）で納品すること。

4 委託業務の著作権

- (1) 本事業の成果品に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。）は、別途締結する業務委託契約書における第19条第4項の規定による引渡しするときをもって受託者から発注者に移転するものとする。
- (2) 受託者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
 - ア 成果品の内容を公表すること。
 - イ 成果品を利用して発注者の業務を実施すること。
 - ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県保健政策課の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないこと

を保証する。

- (6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

5 留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者と十分な調整を行うこと。
- (3) 定期的な打合せのほか、必要に応じて業務打合せを行うこと。
- (4) 業務の実施において物品等を調達する場合には、「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年4月）に基づき、環境物品等の調達に努めること。